# 墓郷形成の前提大和・結崎墓地の周辺

マ尾文昭

Preconditions for the Formation of Graveyard Villages: around the Yuzaki Graveyard in Yamato

はじめに

●斑鳩・極楽寺墓地と墓郷集団

②中世結崎の範囲と結崎墓地の墓郷集団

❸寺川の付け替えと結崎墓地の墓郷集団

→おりに→おりに置の可能性は

#### [論文要旨]

題であろう。

墓郷形成の前提、過程を個別に検討して、今後の類型化に備えることが目下の課郷墓の経営は複数の村で構成された墓郷によって行われるが、その枠組みと水郷・山郷墓の経営は複数の村で構成された墓郷によって行われるが、その枠組みと水郷・山郷産の経営は複数の村で構成された墓郷によって行われるが、その枠組みと水郷・山郷での墓地の郷墓が、近世以前の墓地に遡源することは多く指摘されるところである。

道の検出がなされたことと、現地形観察から旧流路を推定復元した。文献史料も援用る。まず文献史料から中世後半期における結崎の東郷を示す歴史的事業として、前に存在した可能性を示した。次にこの地域的枠組みの実態を示す歴史的事業として、前に存在した可能性を示した。次にこの地域的枠組みの実態を示す歴史的事業として、前に存在した可能性を示した。次にこの地域的枠組みの実態を示す歴史的事業として、前に存在した可能性を示した。次にこの地域的枠組みの実態を示す歴史的事業として、前に存在した可能性を示した。次にこの地域的枠組みが、一三世紀後葉以にほぼ重複することを指摘した。次にこの地域的枠組みの実態を示す歴史的事業として、首の検出がなされたことと、現地形観察から旧流路を推定復元した。文献史料も援用

ともいうべき集団は、その渦中にあった。地域の拠点施設に変革をもたらしたことも想像に難くない。もちろん墓郷集団の先駆地域の拠点施設に変革をもたらしたことも想像に難くない。もちろん墓郷集団の先駆え事業は治水、灌漑、耕地、交通の再編成を企図したものであったと推察されるが、して付け替え時期を一二世紀後葉から一三世紀中葉にあると推測した。寺川の付け替して付け替え時期を一二世紀後葉から一三世紀中葉にあると推測した。寺川の付け替

点として史料にみえる。

「法して史料にみえる。

「記として史料にみえる。

が関与したことなどを指摘した。選択のなかでそれが実行された可能性、結崎墓地の墓郷集団の形成過程に律宗の活動選択のなかでそれが実行された可能性、結崎墓地の墓郷集団の形成過程に律宗の活動されたものがある可能性、墓郷範囲を越えた広域な範囲を対象とした土地用途の吟味、結崎墓地の墓郷の地域的枠組みが一三世紀代に形成されたこと、郷墓に計画的配置

制施工域においてほとんどなされていない状況にあった。したがって、 を除くと考古学による中世後半期の遺跡の発掘調査は、 論文の発表は一九七三年のことであるから、 時期上の照準を近世以前の中世後半期におかれたことは、明らかである の意義を明らかにしようとされた。古代の「和名抄郷」との関連性につ 清孝氏は郷墓の地域的枠組を墓郷集団と呼ばれた。奈良盆地内の主要な〔〕 氏が提起した墓郷集団について一考するのも意味のあることだろう。 うに及ばない。そこで今日、多少の考古資料を援用しながら改めて野崎 代以降は奈良県内にあっても、中世考古資料が飛躍的に増したことは言 いては言及を措くことを表明されたが、俎上にあげられた文献史料から 郷墓三四ケ所をあげて、その範囲、 この論文に考古学成果がとり込まれた様子はうかがえない。一九八〇年 かつて、 各墓郷が形成された前提には幾つかの契機が存在すること、形成に至 水郷・宮郷・山郷との関連性などから、 郷墓の形成過程を歴史地理学の立場から分析、 規模、 宗旨、戦国期の国人郷の勢力 往時、 墓郷集団の歴史的基盤とそ 一部の例外的な調査 奈良盆地の条里 検討した野崎

える。 の発掘調査例をもとにその墓郷集団形成の前提について考える。まず結 発掘調査はなされていないが、 歴史過程を経て大規模な郷墓が経営されるに至った可能性が高い例とし のちに郷墓、墓郷集団に通底するものを抽出することが肝要であると考 集団の分析を多く進めることが、当面、 る歴史過程も一様でないものと私はとらえているが、 前稿では斑鳩・極楽寺墓地をとりあげたが、この墓郷の形成と同様の 磯城郡川西町に所在の結崎墓地がある。 周辺の地理的、 求められる課題であり、 結崎墓地そのものに対する 歴史的環境、そして周辺 個別の郷墓、 しかる 墓郷



写真上方が北 2000年2月16日撮影) 図1 斑鳩極楽寺墓地(直上

らはじめたい。 崎墓地と対比する意味で斑鳩・極楽寺墓地について再び、ふれることか

## ●斑鳩・極楽寺墓地と墓郷集団

### (1) 仏塚古墳における「供養」

行されたものと推測した。 できるに私は、現行九ケ大字にまたがる郷墓である斑鳩・極楽寺墓地の さきに私は、現行九ケ大字にまたがる郷墓である斑鳩・極楽寺墓地の でいる。出土の中世遺物の構成と帰属時期の再検討から一二世紀後葉前 でいる。出土の中世遺物の構成と帰属時期の再検討から一二世紀後葉前 後に始まる「供養」第一期と一四世紀末葉から一五世紀前葉の「供養」 第二期に区分できることを指摘した。「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 第二期に区分できることを指摘した。「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈供養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈供養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈供養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈供養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈は養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿 を用いた燃燈は養を中心とした仏事、「供養」第一期は瓦器椀、土師皿

からの発注や持ちよりによったことを窺わせるものであった。あたっては法隆寺が直接関与した事業というよりも、いわば近在各方面品などがそれぞれ補完する形で揃えられている。供養具の調達、整備にとしながらも、土師器、古瀬戸、一部に金属器をよりよく写した瓦質製としながらも、土師器、古瀬戸、一部に金属器をよりよく写した瓦質製品を主「供養」第二期の供養具は瓦製作技法との共通性の高い瓦質製品を主

また一二七一年(文永八)に円覚上人導御によってはじめられる東院逆法隆寺では、密教の浸透と法具類の整備がなされたとされるが、それはそこに表徴された階層的差異には歴然としたものがある。一四世紀以降、器といった鋳造の金銅製の法隆寺伝来の法具、供養具類に比較した時に、乾元元年銘華瓶、また舎利殿の一三六六年の貞治五年銘火舎と華瓶、六、仏塚古墳出土の供養具をいま聖霊院にある教仏が施入の一三○二年の仏塚古墳出土の供養具をいま聖霊院にある教仏が施入の一三○二年の

修、一二八八年(正応元)から一三○二年(乾元元)にかけて活躍した 修、一二八八年(正応元)から一三○二年(乾元元)にかけて活躍した を経済の生存のと考えた。もちろん民衆教化の側面からみると、細川 を層にあったものと考えた。もちろん民衆教化の側面からみると、細川 を層にあり、それを構成する郷民 をのとうながら、極楽寺律僧の主導 をを活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をな活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をな活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をな活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をな活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をな活動がある。直接の史料は呈示できないながら、極楽寺律僧の主導 をなる仏塚古墳の「供養」が行われたものと推察する。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提、過程にある。

「供養」はその前提として、講衆による

「供養」はその前提として、講衆による

「供養」はその前提として、講衆による

「供養」はその前提としての

「供養」はその前提としての

「供養」はその前提として、

「共養」はその前提としての

「供養」はその前提としての

「供養」はその前提としての

「供養」はその前提、過程にある。

## (2) 墓郷形成の各様─柳本墓地の場合

の国人郷と現行の墓郷の範囲が一致しないことを千田嘉博氏らが指摘し一民の勢力圏としての郷の「遺構」ではないかとした。その後、戦国末期反した新たな秩序の存在により創出されたもので、具体的には衆徒・国極囲がほぼ一致するタイプと両者が齟齬をきたすタイプに区分できると範囲がほぼ一致するタイプと両者が齟齬をきたすタイプに区分できると

示したものだと考えるが、実態は複雑である。なお検討すべき課題であろう。野崎氏の区分はいまも有効な分析方法を以前の国人層の支配領域と現行の墓郷に関係性がないものかどうかは、たところだが、筒井・越智・十市・箸尾・古市の広域支配が確立される(4)

い。 たとえば『多聞院日記』によると、十市氏に血縁関係をもつ多聞院英 かみえる。幡鎌一弘氏はこの「ハカ」を、ほぼ現行の磯城郡天理市柳本 がみえる。幡鎌一弘氏はこの「ハカ」を、ほぼ現行の磯城郡天理市柳本 がみえる。幡鎌一弘氏はこの「ハカ」を、ほぼ現行の磯城郡天理市柳本 がみえる。幡鎌一弘氏はこの「ハカ」を、ほぼ現行の磯城郡天理市柳本 との関係を考証する必要もあるが、ひとまずこの記事を十市氏による 基地のことであると指摘している。多聞院英俊の里元との関係や、近縁 基地の一五七〇年(元亀元)に「釜口ノハカ」、一五七七年(天正五) している。 本である十市郷の範囲拡大に相俟って、既往の楊本衆による共同墓 を、一五七〇年(元亀元)に「釜口ノハカ」、一五七七年(天正五) は、一五七〇年(天正五)に「金口ノハカ」、一五七七年(天正五)

楊本衆の基盤地域は楊本庄ということになるが、一五世紀後半の荘園 場本衆の基盤地域は楊本庄ということになるが、一五世紀後半の荘園 いのである。

(肘切門)の西南に隣接しており、調査者が述べるとおり中世寺院の門職人集団の実態を示す資料であると評価された。調査地は長岳寺庵下の焼土、排水施設などの検出があり、調査者の青木勘時氏は長岳寺麾下の焼土、排水施設などの検出があり、調査者の青木勘時氏は長岳寺麾下の柳本墓地に関する情報を提供する発掘調査が天理市教育委員会によっ

中世後半期に柳本墓地は、楊本庄内の東北部分の一隅を占めたものとし のように国人郷としての十市郷が周辺に関係してくる以前、少なくとも に重複することは確実であろう。両者は近接して、同時に存在した。こ は必ずしも明示できないようであるが、鍛冶工房と墓地の営みが時期的 の埋土からは、いわゆる箱仏が二基、 世紀後葉~末葉に人為的に埋められた工房施設の円形土坑(水溜井戸) は中世墓二基の検出があり、詳細は不明ながら土葬墓とみられる。一六 と、西北隣接地にあって立地の丘陵の先端方向にあたる。調査地南半で 前の経営を知る稀少な例といえる。ここはまた現行の柳本墓地からみる のどちらの側面をも合わせもつのである。 によって時に異なる様相を示す。 であると推測される。 て成立しており、これは楊本衆による庄園の維持、 いたものであろう。 鍛冶工房と墓地との境界関係は、検出遺構のなかで してみると、 つまり野崎氏が指摘のふたつのタイプ 中世の柳本墓地は時期や供養の内容 出土している。墓地に立てられて 経営と不可分のもの

### (3) 斑鳩・極楽寺墓地と中世法隆寺郷

こう。
されたものと判断して論述した。この点について以下にすこしふれておめ枠組が中世後半期の法隆寺郷にあるとする点は、あらかじめ概ね了解的枠組が中世後半期の法隆寺郷にあるとする点は、あらかじめ概ね了解

ると、文禄年間(一五九二~一五九六年)までは「十八郷此来」とあり、入した強盗に対して、寺は法隆寺・龍田・五百井・興留・安堵・岡崎目安・吉田・富河・笠目・阿波・神屋・幸前・三井・興留・安堵・岡崎の計一七カ村に廻状して落書の方式で犯人の捜索が行われた。現行の斑鳩・極楽寺墓地の墓郷は、ほぼここにあらわれた村々によって構成され場・極楽寺墓地の墓郷は、ほぼここにあらわれた村々によって構成され場・極楽寺墓地の墓郷は、ほぼここにあらわれた村々によって構成されると、文禄年間(一五九二~一五九六年)までは「十八郷此来」とあり、入した強盗に対して、寺は法隆寺・直井・服部・丹後・神南・入した強盗に対して、寺は法隆寺・の子院蓮生院に侵

写を試みた。

「この範囲は上記の村々に重なるものと推察される。つまり中世後期り、この範囲は上記の村々に重なるものと推察される。つまり中世後期り、この範囲は上記の村々に重なるものと推察される。つまり中世後期の前提となった法隆寺郷の郷民の実際の姿について考古資料を用いた描を通じてこの地理的枠組みが維持された可能性が高いのである。そればの前提となった法隆寺郷の郷民の実際の姿について考古資料を用いた描を通じてこの範囲は上記の村々に重なるものと推察される。つまり中世後期の前提となった法隆寺郷の郷民の実際の姿について考古資料を用いた描を通じていたことがみえる。すでに指摘されているとおを楽寺墓地を墓所としていたことがみえる。すでに指摘されているとおを楽寺墓地を墓所としていたことがみえる。すでに指摘されているとお

に起因した現象としていたのは、個別、この斑鳩・極楽寺墓地に特化される 性組みの形成契機にも当然ながら歴史的意味がある。次節には一見する に起因した現象として限定できるものだろうか。国人郷に先立つ地域的 に起因した現象として限定できるものだろうか。国人郷に先立つ地域的 に起因した現象として限定できるものだろうか。国人郷に先立つ地域的 と斑鳩・極楽寺墓地と同様の歴史過程を経たと思われる磯城郡川西町結 を強場・極楽寺墓地と同様の歴史過程を経たと思われる磯城郡川西町結 と近鳩・極楽寺墓地に特化される としたい。

# ②中世結崎の範囲と結崎墓地の墓郷集団

### (1) 中世結崎の範囲を示す史料

らさきの区分では前者のタイプに含まれる。 とする結崎郷の郷民を墓郷集団の経営主体とみなされており、当然ながの磯城郡川西町、三宅町、田原本町の現行三町にまたがる広大な範囲にあり、最大規模の墓郷のひとつである。野崎氏は、結崎宮を精神的紐帯あり、最大規模の墓郷のひとつである。野崎氏は、結崎宮を精神的紐帯あり、最大規模の墓郷は、結崎・唐院・保田・小柳・屏風・三河・伴堂・但

- 字鎌田に該当する。結崎の中村、辻垣内の東側に位置する。とある(『鎌倉遺文』一四一四六)。寺川右岸。川西町大字結崎の小とある(『鎌倉遺文』一四一四六)。寺川右岸。川西町大字結崎の小○ 一二八○年(弘安三)、城下郡路西一一条三里七坪が「ユウサキ」
- に西側は筋違道に接する。 条界に相当しているが、他は条里地割の遺存を観察できない。とく字屏風の小字麻部に該当する。小字境界の南側は一二条と一三条の率堵婆、屋地」とある(『西大寺田園目録』)。寺川左岸。三宅町大○ 一二八八年(正応元)、城下郡路西一二条三里三一坪が「字結崎
- 字北池田に相当する。
  抜田樋尻」とある(『澤氏古文書』)。寺川左岸。三宅町大字伴堂小坂田樋尻」とある(『澤氏古文書』)。寺川左岸。三宅町大字伴堂小「 一二三○年(寛喜二)、城下郡路西一三条三里一○坪が「遊崎字
- 口に相当する。東側は筋違道に至近する。キ字平田」とある(『鎌倉遺文』七九八八)。三宅町大字伴堂小字西〜 一二五六年(建長八)、城下郡路西一三条三里三一坪が「ユウサ

具体的に現行のどの場所か不明ながら『澤氏古文書』一二三〇年(寛喜|伴堂に拡がる広域地名としてとらえておく必要がある。坪の明示がなく、「このように中世結崎の地名は、寺川の両岸、現在の結崎、唐院、屏風、

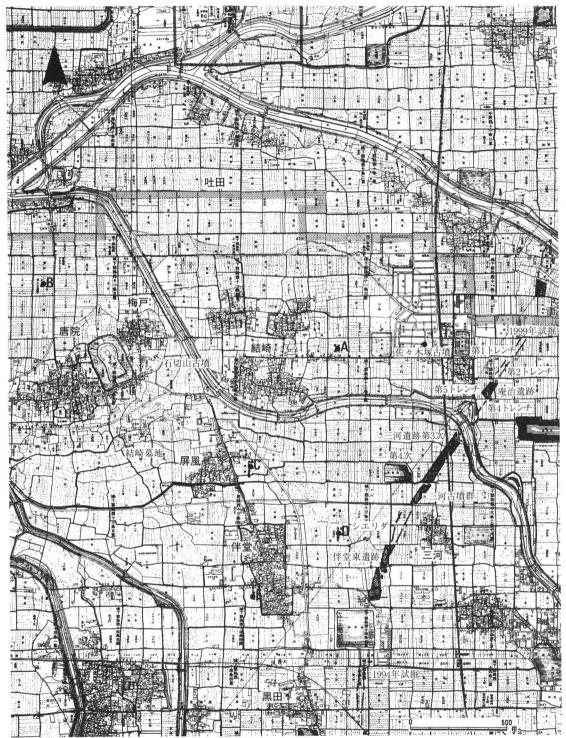


図 2 結崎関連調査地と関連小字図(下図は奈良県立橿原考古学研究所編 『大和国条里復原図』奈良県教育委員会 1980年による。縮尺1/20000) 山形のスクリーントーンは吐田、下永との境界。南側の大字の多くが結崎墓地の墓郷を構成。 砂目のスクリーントーンは寺川旧流路の地割痕跡を示す。

A ユウサキ B 夕崎字土々呂器 C 字結崎率堵婆、屋地 D 遊崎字抜田樋尻 E ユウサキ字平田

のうちにあったことがわかる。 斗 K と肩書きしており狭竹庄がやはり結崎のうちにあったことを示す。ほか 月 いるし、 (一四五七) 五月一二日条にみえる佐竹庄に「イウサキノ内」と注して 的場垣内 遊崎」の記述がある。また、『大乗院寺社雑事記』康正三年 『大乗院寺社雑事記』寛正四年(一四六三)三月一一日条に「二石八 二日条の反銭を徴した庄々のうち「狭竹庄」があり、 池尻庄、 の「處分田畠等事」には、「遊崎字鶴王木」・「遊崎字斎太作」・「字 『川西町史』には『尋尊大僧正記』応仁二年(一四六八)一〇 唐院沙汰」とあり、 「唐院」もまた「チウサキ(イウサキ)」 細字で「結崎」

### )「殺生禁断」対象地域と中世結論

院 で構成されていたことを示す可能性も追究する必要があろう)であった とまりの地域 の範囲が 風」もまた「結崎」のうちにあった。ここでは、在地有力者とみられる ことに由来すると考えるがいかがであろうか。 る際に参考にしたい。偶然ではなく、中世後半期の結崎がこの四小地域 回忌の追善のために「結崎の屏風」に移住している。忍性の生誕地の「屏 を構えて諸宿の文殊惣供養を遂げた叡尊は翌二六日に、忍性の亡母一三 **「十郎入道」をはじめ諸人は「四郷」の殺生禁断を誓約する。殺生禁断** 『感身学正記』寛元二年(一二四四)二月二五日に「今里野」に仮屋 ・屏風・伴堂の丁度、 「四郷」とあるのは、 (上記の「ユウサキ」、「夕崎」、「遊崎」が現在の結崎・唐 四地域に冠されているのはこの「四郷」を考え 「結崎」が広域で、「四郷」によるひとま

経てもなお今日に及ぶ地域的紐帯について具体的に解明したことにはなと受けとめておきたい。もっともこれだけでは、戦国期、近世、近代を域的枠組みが一三世紀後葉以前に遡上する可能性を示唆する史料である地の墓郷の各大字の範囲にほぼ重複する。ここはひとまず墓郷集団の地さて、これらの史料にみえる中世結崎の範囲であるが、現行の結崎墓

する。みも関与するなかで形成、維持されたと思われる歴史事業について追究みも関与するなかで形成、維持されたと思われる歴史事業について追究らない。そこで次節では、結崎墓地の墓郷集団の前提となる地域的枠組

# ❸寺川の付け替えと結崎墓地の墓郷集団

### (1) 諸河川の歴史性をめぐって

ことは、考えられないか。 ことに疑念を挟む余地はない。 だから、さきの富雄川と同様、 ち北行しては筋違道(太子道)に重複の直線流路として北西流するわけ いことかもしれない。とはいえ、 とになる。さまざまな場合があって、これを逐一、疑問とするに値しな うちに含んでおり、この場合は川を挟んで墓郷が形成された例というこ 川左岸にまとまることになる。一方、斑鳩・極楽寺墓地の東方にある牛 ないかといわれている。そうであれば、 一二条二里、三里の北半を西流し、 駒郡安堵町の阿土墓地は、大和川を挟んだ対岸にある大字吐田を墓郷の があったとみられ、 がっている。もっとも、 ^疑問を感じていた。 斑鳩・極楽寺墓地の墓郷も、 結崎墓地の墓郷がどうして寺川を越えて拡がっているのか。 今日の岡崎川の流路がその旧流路にあたるものでは 富雄川においては時期不明ながら付け替え事業 いつの時点かに人工の制禦が加えられた 墓郷の形成にそれが影響を及ぼしている 現・寺川は結崎あたりでは城下郡路西 現・糸井神社のところで屈曲したの 斑鳩・極楽寺墓地の墓郷は富雄 富雄川の東西に拡 かねてよ

に溯る七世紀前半の人工河川化の可能性に言及する。これは、多分に一、八三四年)の開削、付け替えを主張した。一方、寺川についてはさらめ、律令国家の勧農政策の一環として平安初期の弘仁・天長期(八一〇ら諸氏の先行研究がある。まず秋山氏は飛鳥川・葛城川に人工制禦を認奈良盆地の河川の歴史性については、秋山日出雄・中井一夫・宮本誠(12)



寺川旧流路推定地域の現況(2003年1月14日筆者撮影)

形に反した人為的な河川形態であると指摘した上で、 が、 水系の諸河川の多くが、 であり、 を条里地割の施工と関連づけて理解しようとした。 河川の付け替えを多角的に、 炯眼である。 その後、 条里地割に一致した直線的流路であり、 松浦茂樹氏も土木工学の観点から大和川 構造的な歴史事業としてとらえたもの とは次章に触れることになる 諸 河川の開削契機

起こされた事態である可能性も追究されなければならない)ではない

かと考える。これはここで主張の寺川の付け替え事業によって、

引

解された。 まれた遺物の年代を検討されて、 浸蝕作用を繰り返しながら流れていたとする。 したのは、 ·十六面・薬王寺遺跡で確認されている。 (3)された。なお盆地南部では、平安前期に埋没する河川が磯城郡田原本 の旧 考古学の発掘調査成果にもとづいて奈良盆地の旧河川の埋没時期を示 河川検出例をあげて、 中井一夫氏である。 これらは幅三〇〇~五〇〇mにおよぶ間を 北葛城郡広陵町箸尾遺跡、 その埋没時期を一二世紀代にあると見 そして河川内堆積砂に含 橿原市土橋遺

ところで中井氏は弥生遺跡の集落群の把握のための基礎作業を研究の

広域 とみなしてのことである。 心渠」 としての機能面ばかりではな て河川 決定するものだとした。 らには下ッ道に即して流下す 河川事業について述べている いちはやく着目した。このこ る横大路以北の寺川の付け替 『日本書紀』 水上交通路の整備面にも 開削時期が大和の現行 条里の施工時期の上限を の記事を寺川に対する の付け替えを灌漑水路 斉明 二年  $\dot{o}$ そし 狂 × 痕跡 Ш るうえに看過できない。 ものだとすると、 らをつないで北西―南東方向の旧河川の流路復元案を示された。 れの北側の地域」に断続的な条里地割の乱れを指摘され、 の水田地帯」、 試みている。 のとなった。 いたという指摘は、 夫氏の流路復元案の南北で実際に検出された旧流路は幾度かの洪水の 発点とされたが、 の恒常的な流路は、 仮に上記の旧河川が恒常的に古代以来、中世後半期まで機能していた (結果として、古代以前の旧流路を再現する形で流下したのではな また現行条里地割の乱れから、 結崎に関係しては、 「伴堂集落の東北部の水田地帯」、

結崎墓地の墓郷集団の前提となる地域的枠組みを考え

のちほど改めてふれるが、私は中世前半期

の寺

現・寺川の北方域にあり、

発掘調査によって中井

Щ みえる「河成」表記に注意され、 までもない。 になったと言う。 域 に着目する。 を中心に河川の付け替えがあったとされた。そしてこの付け替え後の れているのも、 と考える。 割施工域の周縁に営まれたことと関連づく重要な指摘であると考える たとみる。これも後段ふれるが、 にとってはその確保上、 次に農業技術史の観点から宮本誠氏は考古学調査、 すなわち現行河川の特徴として集水区域と灌漑区域が重複しない点 屏風 それは灌漑と集水の反復利用が可能となり、 このような一 ・梅戸・唐院・保田に関係する「名号水請堤」が設置さ ついては河川の付け替えは灌漑を重視したものであっ 格好の形態であり土地の集約化を高めるもの 時的な出水に備えてのことであるのは 条里地割が施工されたのちの一二 条里水田の広域化、 および文献史料に 結崎墓地が条里 用水不足の 一世紀

条里地割の広域化の時期を考える上でも示唆深 現行河川と異なる旧河川が一二世紀代まで存続して

「唐院の集落の東部

・島ノ山古墳東部

「石見池の形ならびにこ

ついてはこれ

旧河川の抽出、

流路復

元を

## (2) 寺川の付け替えをめぐる考古学調査

(3)耕地、(4)古墳に分けてそれぞれまとめることとした。 お崎墓地の墓郷に含まれる範囲は、整然と営まれた条里型水田が村々をおえる。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。便宜上、発掘調査によって得られた成果を①河川、②集落、いて考える。

#### 河川

くとも四本の旧河川が存在した(一九九四年度試掘調査第二~七トレン 現行小字名が条里制にもとづく坪付の数詞によることでもわかるように、 河川 条里型地割を示す水田下に確認された。範囲内で南東――北西方向の少な ければならない。 了とされる。従って旧河川の規模、埋没時期の確定、 両側に設けられた幅四mの試掘トレンチにおける調査時の所見のみで完 の程度の把握などに不充分な点もあり、それらを勘案した上で評価しな 所は本調査対象外とする行政上の判断がとられるため、 るための試掘調査時に明らかにされることが多く、通常、 (小字五ノ坪)、 中世結崎の範囲における旧河川の確認は、概ね五ケ所に分かれる。 の検出は、 試掘調査で、 伴堂池南側 同四坪 「京奈和自動車道」予定地内の遺跡有無、密度を確認す なお諸事例は調査の進捗にしたがって南側から記した 旧河川の確認があった。磯城郡路西(15) 磯城郡三宅町伴堂池のすぐ南側につづく三枚の水田 (小字四ノ坪)、 同三坪 (小字石橋) に該当する。 流路の方向、 計画道路の幅員 一四条三里五坪 河川の確認簡 旧

遺物の出土はないと報告されている。チ)。第Ⅱ層とされた現水田の床土直下に検出しており、いずれからも

C 寺川南側 現在の寺川のすぐ南側でも旧河川の確認がある(三河でおり、南側のものは一五世紀以前には存在したということになる。 (三五〇〇㎡ある調査区の北端にあたり、もっとも寺川に至近する位置にある。流路内からの遺物の出土はなく、直接に時期を知ることができないが、断面観察から一五~一六世紀代の第三水田面を検出した層位等六層)に先行すると報告された。次に説明する寺川北側では、近世の流路の検出があった。現寺川の流路の固定化は、さらに時代を降ることになろうと思われるが、とりあえず現寺川の南北に流路が見いだされた。方になろうと思われるが、とりあえず現寺川の南北に流路が見いだされた。方になる。 (三河 年) 中側 現在の寺川のすぐ南側でも旧河川の確認がある(三河という)と思われるが、とりあえず現寺川の南北に流路が見いだされた。方には、京山の神田の神田の神田の神田の神田の神田河川の確認がある(三河でおり、南側のものは一五世紀以前には存在したということになる。

ある。流路内からは近世陶磁器片の出土がある。寺川の流路が固定したしも丁度、このあたりで屈曲するが検出の旧河川もそれに対応する状況につが幅約八mである。北西から西へと流路を変化させている。現・寺川度試掘調査第五トレンチ)。図上計測でひとつが幅約一二m、あとひと度試掘調査第五トレンチ)。図上計測でひとつが幅約一二m、あとひとりが幅約八mである。北西から西へと流路を変化させている。現・寺川のが幅約八mである(一九九九年)、中国・大田の東川の東川の城下郡路西一二条二里三坪)、東川北側 現在の寺川のすぐ北側の城下郡路西一二条二里三坪)、東川北側 現在の寺川のすぐ北側の城下郡路西一二条二里三坪)

時期を推測する資料となるだろうと報告された。

三〇坪 第一トレンチ東)。現行は広域に条里型水田が展開する。さて三六坪(第 之町) 期の土器片が出土している。報告ではこの土器片により時期認定が計ら 終的には幅八mに狭まると報告された。最終流路内からは、 出 の二本の旧河川はそれをベースとした南東―北西方向の流路である。 されたが出土遺物は皆無であった。 されている。 時期はこの限りではないと考える。なおさらに北側に三本の流路が確認 れているようだが、報告者が記すように細片で磨滅した土器片であり、 NR01はこの縁辺を北流する旧河川である。 上計測でひとつは幅約二m、 (小字南角田) 一トレンチ)では河川堆積による不安定な砂質土が全体にみられ、 面で六世紀末~七世紀の須恵器杯が出土している。砂層ベースは次の 庵治遺跡が営まれる。さらに北東の城下郡路西一二条一里三六坪 で数本の旧河川が存在した(一九九九年度試掘調査第二トレンチ、 寺川と大和川 (第一トレンチ) につづくが、トレンチ南端では微高地となる。 幅一・二~一・九四、 で二本、つづいて北西の路西一一条一里三〇坪 (初瀬川) の中間 あとひとつは幅約四mである。旧河川の検 深さ六〇㎝で、 D地点の北東側では地山が上昇 幅二七mに及んだが、 トレンチ内では完掘 弥生時代中 (小字北 確認 最 図

#### (2 集落

六○箱分にのぼる遺物が出土している。また、遺構密度も全体にわたったの前分にのぼる遺物が出土している。また、遺構密度も全体にわたった。東方にあたることから新たに伴堂東遺跡と名付けられた。調査対象地は東方にあたることから新たに伴堂東遺跡と名付けられた。調査対象地北半を第一次調査として一九九五年度に、南半を第二次調査として一九九九年度にそれぞれ発掘調査されたのは、伴堂東遺跡である。磯城郡三宅町伴堂関連する遺構が確認されたのは、伴堂東遺跡である。磯城郡三宅町伴堂関連する遺構が確認されたのは、伴堂東遺跡である。磯城郡三宅町伴堂関連する遺構が確認されたのは、伴堂東遺跡である。磯城郡三宅町伴堂関連する遺構が確認されたのは、半堂東遺跡である。磯城郡三宅町伴堂関連する遺構が確認されたのは、半堂東遺跡である。現在の伴堂集落いて集落に

物群、 つづく北端で、地表下約四〇㎝、 は黄褐色粘土によって構成される。 ルトを基調とし、中央部では黄褐色シルトおよび灰褐色砂質土、 わゆる地山になる。 褐色砂質土 うな砂層ベースがみられない点は注意しておきたい。ただし、 ベースとなる黄褐色粘土層の検出があった。旧河川検出⑴―E地点のよ て高い。 形周溝墓、 には幅四~一○mの自然流路が存在する。それ以降は弥生時代前期の方 平安時代後半の建物、 第一次調査地の基本土層は、 古墳時代前期を中心とする多数の土坑、飛鳥・奈良時代の (床土)、灰褐色粘質土(包含層)、地表下三○~四○㎝で 地山は場所によって多少の異なりがある。 溝、 井戸、土坑などの確認がある。 南端で地表下約一三〇㎝に遺構面 第二次調査地では、 褐色砂質土 (耕作土)、 第一次調査地に オリーブ 縄文晩期 暗褐色シ 北部で

思われる。 伴堂東遺跡北西約一○○mの小字シリエダでも一九九二年に調査があり 器椀が共存しており、 再び活況を呈する。たとえば第一次調査地では、 約性の高い土地利用が古墳時代後期以降になされたことを示す資料だと 配置される状況にある。調査者の坂靖氏はこれを「先駆的な方形地割の 五〜五○mの方形の区画溝が設けられて、 つことを示す。 椀が多量に出土した。 その際に井戸SE―〇一 土台」となったという。報告者の主張どおり一帯が他地域に先駆して集 一一世紀前半の黒色土器椀の出土、 ○○三からは一一世紀後半代の瓦器椀の出土が報告されている。なお なかでも第二次調査地で確認されたが、古墳時代後期になると一辺三 次に平安時代前半期の遺構は、明確でないものの後半期には 一一世紀中葉の営みとみられる。さらに井戸SE すなわち伴堂東遺跡が北西にむかって拡がりをも の確認があり、 土坑SK一〇〇七は黒色土器椀と瓦 一一世紀末~一二世紀代の瓦器 なかに小規模の掘立柱建物が 井戸SE一〇〇四から

で、「伴堂集落の東北部の水田地帯」は、この伴堂東遺跡に該当するもなお先に触れた中井一夫氏が旧河川の流路痕跡とみなしたもののうち

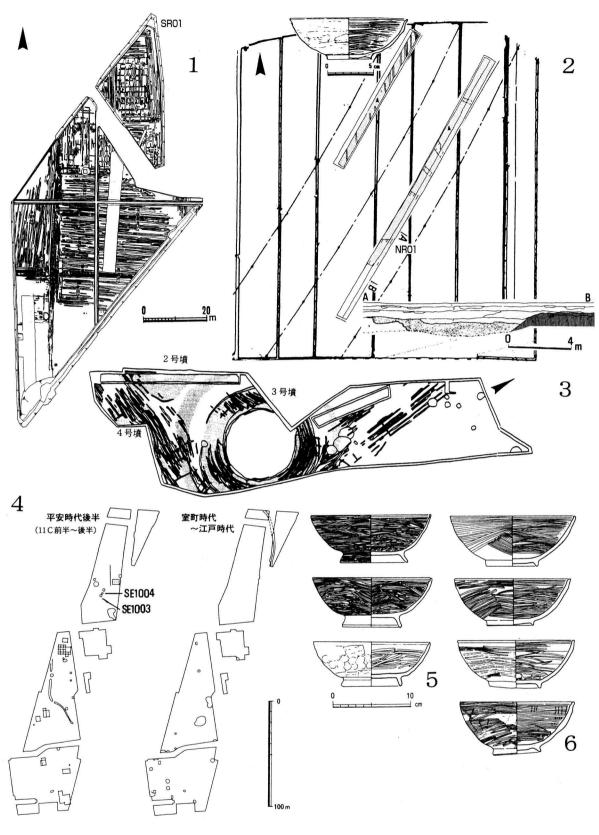


図4 結崎関連主要調査成果図(各報告書による)

- 1. 三河遺跡第3次調査(第3水田面―15~16世紀末ごろ、SR01は先行。縮尺1/1200) 2. 1999年度試掘調査第1トレンチ(縮尺1/1200) 左上―第1トレンチ西 素掘小溝出土瓦器椀(縮尺1/4) 五下―第1トレンチ東 (RR01土層図 中央のくぼみは最終埋没土層

- 3. 三河3号墳と素掘小溝の状況(縮尺1/1200) 4. 伴堂東遺跡主要遺構の変遷
- 5. 伴堂東遺跡第 1 次調査地 SE1004 出土黒色土器 (縮尺1/5)
- 6. 伴堂東遺跡第 1 次調査地 SE1003 出土瓦器椀 (縮尺1/5)

のと思われる。この部分での条里地割の乱れは、 たものと理解するのが適当と考える 連や集落立地との関連から広域な条里地割が施工され得ない範囲を示し 灌漑用水の充足との関

るが、 きな転換が一三世紀代にあるとの見通しを得ることができた。 注意される。ここではひとまず中世の伴堂東遺跡における土地利用の大 土地用途が変化した事態につづいて耕地の地割に変化をきたしたことも 行方向から室町時代後半には広域条里方向に転換すると報告されている。 ことがわかる。さらに素掘小溝自体も第二次調査第一トレンチでは、 溝の営みが顕著となる。つまり集落から耕地へと土地利用を変化させた このように伴堂東遺跡は各時代の集落遺跡としてとらえることができ 鎌倉時代後半の一三世紀代になると調査地全体にわたって素掘小

#### 耕地

乱れが看取される程度である。一帯での中世の耕地の状況は、三河遺跡 と庵治遺跡の調査例に示されている。 る水田がよく保持された一帯であり、ただ集落遺跡の伴堂東遺跡周辺に 調査の対象となった地域はくりかえしふれたように広域条里地割によ

粘土層 調査 中世結崎の条里制の施工実態を知る稀少な調査事例となったが、 ない箇所と思われる。 黄褐色粘土層 土層は耕作土(第一層)の下位に近世から近代の水田耕作層(第二~五 とどまらず寺川の付け替え事業をさぐる情報も併せて提供された。 A 層 があり、さらに下に灰色粘土層(第六層)、青灰色ないしは褐灰色 (調査面積三五○○㎡)では、三時期にわたる水田面が確認された。(※) 寺川南側 (第七層)、 となっており、 (第一○層)、 現・寺川の南側で旧河川が確認された三河遺跡第三次 橙色粘質土層 (第八層)、黒褐色粘土層 古くからの河川作用による砂層形成がうかがえ その下位が地山とされた青灰色粘土層 (第九層)、 それに (第

このうち第六層では、 五~一六世紀末頃に機能した第三水田面が検

> 出された。六枚の条里型水田と畦畔、畑および小区画水田、 ただしSR01は第三水田面の形成に先行すると報告されている。 溜井、そしてさきほどふれた旧河川(SR01)によって構成され 島畑、 井戸、

周辺での一二世紀代の広域な条里型地割施工の可能性を示唆する。 第二水田面の機能時期を一二世紀初葉を上限に一四世紀後半までとし、 ら一二~一三世紀の瓦器椀、 水口、 四世紀末葉の瓦質摺鉢、ほかに黒色土器、 第七層には第二水田面が検出された。同じく六枚の条里型水田と畦畔 畑で構成されており、 用水路と目される幅二~二・五m、 土師器、 いずれも小片とされるが、 水田面の上に盛られた島畑からは 瓦の出土がある。 幅二〇四の溝 報告では 水田 面

らは六世紀末葉~七世紀初葉の須恵器杯身、 度の旧河川ないしは溝の検出がある。 がある。 前期の甕が出土している。 水田面は古墳時代の水田である。さらに下位の第一○層からは四本程 第八層には第一水田面が検出された。八・二~三五・三㎡の大きさの 二枚の水田と畦畔、 畦畔は北西―南東およびそれに直交する方向にある。 うちSR04は直線溝で古墳時代 土師器甕の出土がある。 水田面か

五.

南西が ないかとする。 第三水田面では水田の大きさに不統一性が認められ、畑地も増加する点 時期が降る第三水田面ではこれがやや南にズレる点を指摘する。さらに にほぼ見合う位置で、 南東が城下郡路西一二条二里八坪に、 化に至るのは、 を指摘した。そして当初、 第二・三水田面は条里型水田であり、 一七坪にあたる。 寺川の流路変化や土地所有の関係に変化があったのでは 坪境となる東西方向の畦畔を検出したのに対して 報告者の山田隆文氏は第二水田面では条里復元 整然と施工された条里型水田が微妙な形状変 同じく北東が九坪、 検出の坪境相当畦畔の交差点の 北西が一六坪

形成が一二~一三世紀代にあるとされた点は意義深い。ただし一一世紀 こういった面的調査がなされて、 寺川南側では条里型水田の広域化の

でい。

「本の人」の、第二水田面で出土していることでもわかるように、初葉の黒色土器が、第二水田面で出土していることでもわかるように、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後間辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後周辺における土地利用は広域の条里施工に先行してなされているし、後間辺における土地利用は広域の条里施工に大ける大は大田のと地利にある。

器高五・二四の法量をもつ。一二世紀後葉に帰属するものである。 D 水による遺構面の流失もなく、 注意される。また、現在の寺川に至近しているにもかかわらず実際は洪 ろうし、条里地割に則する溝が一二世紀後葉に時期的な定点を置く点は 小溝群は乾田化にともなう農耕地での土地利用を示す遺構とみてよいだ 域に形成されている。調査報告にも常に湧水があったことが記されてい び大和川 ンテン)、 二一三条分が検出された。ここは城下郡路西一二条一里三五坪(冨) cmのSD103の検出があり、これは条里の里界の想定線上にある。 時代中期の方形周溝墓、古墳時代前期の土坑、ピットとともに素掘小溝 三五〇〇㎡)では、縄文時代晩期の遺物包含層(黒褐色粘土層)、 出土があった。 103の溝底からは破砕していたが、逆位の状態で配置された瓦器椀 В 検出の素掘小溝は重複関係から三群に分別される。中央の一群が先 自然の屈曲を示すとされるが、なかにやや新しい溝として幅五 寺川北側 同一二条二里二坪(小字上クロノ坪)に該当する。寺川およ (初瀬川) 高台は退化傾向を示すが、なお復元口径一四 現在の寺川の北側に所在の天理市庵治遺跡 の洪水が常態化する一帯とはいえ、条里型水田が広 今日まで維持されてきた点も留意してお (調査面積 <u>.</u> (小字口 素掘 弥生 СЩ S

もわかるように調査区以北とは様相を違えるのである。シルト層、黒褐色粘土層、黄褐色粘質土層と報告されていることからで較して、ここでは基本土層が床土下は灰色粘質土層、黒褐色土層、黄色きたい。これは庵治遺跡の調査範囲から北方が砂層ベースとなるのに比

### 寺川と大和川(初瀬川)の中間

C

審治遺跡の北側は試掘調査のトレンチが設けられたところである。は とのうちから高台断面が三角形、見込みに粗い連結輪状暗文を施した瓦里三〇坪(小字北之町)に設けられた。ここでは素堀小溝の検出があり、 生三〇坪(小字北之町)に設けられた。ここでは素堀小溝の検出があり、 とのうちから高台断面が三角形、見込みに粗い連結輪状暗文を施した瓦里三〇坪(小字北之町)に設けられた。ここでは素堀小溝の検出があり、 とのうちから高台断面が三角形、見込みに粗い連結輪状暗文を施した瓦 をのうちから高台断面が三角形、見込みに粗い連結輪状暗文を施した瓦 とのうちから高台断面が三角形、見込みに粗い連結輪状暗文を施した瓦 とのうちの第一トレンチ西は域下郡路西一一条一 をでいる。をにはないまない。

#### 屏風池

D

形成の下限時期を示す資料と評価できる。 「に検出の小溝の溝底に、正位置でほぼ完形の瓦器椀が出土した。地鎮めに検出の小溝の溝底に、正位置でほぼ完形の瓦器椀が出土した。地鎮めに検出の小溝の溝底に、正位置でほぼ完形の瓦器椀が出土した。地鎮めに検出の小溝の溝底に、正位置でほぼ完形の瓦器椀が出土した。地鎮め

状況を看取することができた。

#### 古墳

外濠が幅約四mの二重周濠を備えた直径約二○mの円墳である。注目さ 基の井戸があり、うち一基からは一二世紀前半の瓦器椀が出土した。 墳群とみてよいだろう。三河一号墳は円墳で、東西径二一・五m、 ただし佐々木塚古墳はいまに墳丘を残すが、寺川の旧流路復元の上で考 塚古墳といった墳丘を今日まで地上に留めたもの以外に、すでに削平さ 墳丘が維持されており、かつ周濠の地割も遺存したことを示す。一帯の 西一三条二里二四坪)では、 ものとされる。 ことである。これは溝からの出土遺物によって一三世紀代に形成された れるのは、周濠部分に同心円状に幾重にもめぐる素掘小溝が検出された 河二号墳は方墳で、幅五mの周濠を持つ。三河三号墳は内濠が幅約七m 末から六世紀代の土器が出土しており、概ね古墳時代後期に営まれた古 慮される位置にあたると考えるため、ここにとりあげることとした。 れてしまい地表からは視認できない古墳が多数、存在したようである。 したことを表す資料といえる。 古墳の墳丘の削平が一斉になされたわけではなく、段階的にそれが進捗 ここでは中世の土地利用を知る手がかりを提供した埋没古墳を掲げる。 九・五m、 中世結崎のうちにある古墳としては、 現在までに五基の確認がある。いずれも埋没古墳で周濠を備えてい 築造時期は埴輪を持つ五号墳以外は不詳だが、周濠内からは五世紀 三河古墳群 三河古墳群は屏風池ならびにその東方に展開してお mを 計る。 幅六〜七mの周濠を有する。その後に周濠を掘り込んで三 つまり今日では条里型水田としてある当該地 少なくとも一三世紀代までは三河三号墳の 三河四号墳も方墳で、 島ノ山古墳や寺の前古墳、 南辺一三m、 (城下郡路 茄子 南北 周濠

城下郡路西一二条二里三〇坪(小字馳上がり)に相当する。 三河五号墳は西方の屏風池の東側堤体下に検出した埋没古墳である。 一辺七m以

> とは、 がなされていたことがわかる。なお、 くともこの頃までには、 向の幅六○㎝の小溝を検出しており、内部からは一○世紀前後に編年さ の築造になるものと判断される。墳丘の存在した部分にはほぼ正東西方 <del></del> る四分の三を残す黒色土器椀A類の出土があった。三河五号墳は少な(38) 周濠幅六mの方墳で、V期の円筒埴輪が備わる。古墳時代後期前半 墳丘の削平時期に相違がある。 墳丘の削平があり条里地割にもとづく土地利用 さきに記したように至近の三号

n

規模の大きい古墳であるが、完全に削平された状態であった。 濠は幅約七・七m、 は中世後半までとりあえず痕跡を残していたことがわかる。 象埴輪が周濠内から出土している。三河古墳群の諸古墳に比べて一段と 径四○m以上の円墳(ないしは前方後円墳の後円部)と推定された。 小字石切山に該当する。条里地割の周縁にある。検出の埋没古墳は、 土なかほどの粗砂層中から瓦質土器が出土したと報告されており、 В 石切山古墳 島ノ山古墳の東方からも埋没古墳の検出があった。 深さ二・五mに及ぶ。六世紀前半代の円筒埴輪、 周濠の 周 直 形

され<sub>(30)</sub> うちの比較的早い段階の円筒埴輪が多く出土した。 塚古墳は現状では単独の営みだが、付近に埋没古墳が存在する可能性は 上の円墳あるいは前方後円墳ではないかとされる。 高地を流れたことは、 高いものと思われる。 る。北東二○○m程に墳長四○mの前方後円墳が存在した可能性がある (『奈良県遺跡地図』第二分冊一九九八年所載一一―A―一四)。佐々木 m C 高さ一・五mの方墳状の形態となっているが、もとは直径四○m以 佐々木塚古墳 周囲からは弥生時代前期、 現・寺川の右岸に位置する。現状では、 古墳が遺存した現況からは考えにくい。 寺川の旧流路は少なくともこの古墳が立地する微 古墳時代前期の遺構、 周濠をもつ。 五世紀末葉の築造と 遺物がみられ 一辺三〇 V 期

考古学の成果として得られたおもな諸点とそれにもとづく若干の見解

を以下にまとめておく。

- 旧河川は五ケ所に確認される。
- そのうちの⑴―E地点(寺川と大和川の中間)に明確な砂層ベー
- ①─E地点に確認の旧流路NR01が、付け替え以前の旧寺川と
- に隣接しており、付け替え後の流路は現在まで基本的に踏襲、維持流路は近世時期の寺川にあたる可能性がある。これらは、現・寺川前に遡上する。付け替え後の寺川と推定する。⑴─D地点確認の旧の (寺川南側) 確認の旧流路SR01は、一五世紀代以
- 集落としては⑵伴堂東遺跡がある。複合遺跡として存在する。遺

されている

- 地に転換する。 
  一里世紀代に集落遺跡としての営みが終了し、耕
- 伴堂東遺跡から北西にみられる条里地割の乱れは、集落遺跡の拡
- 耕地として⑶―A地点(寺川南側)では、三面の水田面が確認さ
- この第三水田面も条里型で一五~一六世紀末葉に機能した。○ この第二水田面は条里型で一二~一三世紀に形成された。
- ③―B地点(寺川北側)の庵治遺跡では、条里方向の素掘小溝か
- 葉の瓦器椀が出土した。
   33—C地点(寺川と大和川の中間)でも素掘小溝から一二世紀後
- 業の瓦器椀が出土した。
  → 3 → D地点(屏風池)からも条里方向の素掘小溝から一二世紀末

- へも埋没古墳である。○ 古墳のうち⑷―Aの三河古墳群は五基からなる。後期古墳でいず
- 三河三号墳では、周濠と墳丘を少なくとも一三世紀代まで遺存さ

降である。

- ) 301111隻に、18隻の1隻によっしっぱったを立て、一にある。削平はそれ以前にある。 三河五号墳では、一〇世紀前後の条里方向の小溝が墳丘部分直下
- 周濠の痕跡を留める。○ 41―Bの石切山古墳は、中規模の円墳とみられるが中世後半まで
- (4)—Cの佐々木塚古墳は、現在まで墳丘を保つ。
   (4)—Cの佐々木塚古墳は、現在まで墳丘を保つ。

  方向性を含むものであった。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。

の成因と時期について追究する必要があろう。



図5 寺川旧流路・油掛地蔵・結崎寺・結崎墓地周辺の地割痕跡と小字図(下図は奈良県立橿原考古学研究所編 『大和国条里復原図』奈良県教育委員会 1980年による。縮尺1/10000)

A 寺ノ前古墳

B 茄子塚古墳

a イタヤカセ

b 井ウニアリ

c ヲゝスイタ d ヲシアテ

する。では次節で具体的に旧流路復元を試みる。後半の一二世紀後葉から一三世紀中葉にあたる蓋然性が高いものと推断さて、寺川の付け替え時期であるが、上記の状況からみてやはり中世

### **ゝ) 寺川の旧流路復元**

旧流路そのものであると想定する。 旧流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 田流路そのものであると想定する。 には、この寺川の旧流路痕跡とみられる地形を観察することができる。具体 となっている。城下郡路西一一条三里と四里の北部に あたり、周辺には条里地割が展開するが乱れた状態で現存する。ここは 一九九九年度試掘調査で砂層ベースの拡がりが確認された箇所であり、 の振幅を示す西北西―東南東の斜行地割で、長さ約一四五〇mにわたる。 の振幅を示す西北西―東南東の斜行地割で、長さ約一四五〇mにわたる。 の振幅を示す西北西―東南東の斜行地割で、長さ約一四五〇mにわたる。 とは弥生時代中期の土器が出土しているが、機能時期を出土土器の帰属 時期に限定するには出土土器の数量、状態から判断して無理がある点は さきに指摘したとおりである。本稿ではこれこそ付け替え以前の寺川の に記述といる。具体

になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にないが、 は、 き川を挟んだ北側対岸の村落ということになる。 今日、結崎から一は、 き川を挟んだ北側対岸の村落ということになる。 今日、結崎から一は、 も川を挟んだ北側対岸の村落ということになる。 今日、結崎から一は、 も川を挟んだ北側対岸の村落ということになる。 今日、結崎から一は、 も川を挟んだ北側対岸の村落ということになる。 今日、結崎から一は、 もいがって、このように寺川の旧流路を復元すると 磯城郡川西町吐田

に一帯では、西からAI三宅古墳群、BI三河古墳群、CI佐々木塚古墳の一川左岸域に営まれた古墳群ということになる。古墳時代後期前葉を中心なお、付け加えるに佐々木塚古墳および周辺に想定される一群も、寺

群が寺川と飛鳥川の微高地ごとに同時期に営まれていたことになる。

### (4) 結崎寺の解体

て、結崎寺について考証する。 さころで寺川の旧流路と筋違道(太子道)との交点の河岸には、結崎ところで寺川の旧流路と筋違道(太子道)との交点の河岸には、結崎寺について考証すると思われる小字名が、東西約五〇〇m、南北約二五〇mの範囲にひろがっている。これらの施設が建設された際施設ならびに健民グランドとなっている。これらの施設が建設された際の考古学調査はなく、残念ながら結崎寺の考古学上の手がかりはないとせざるを得ないが、『川西村史』は文献史料として『内山記』を所引して、結崎寺について考証する。

『内山記』には

観音堂一字

置之沙汰空過多年間、去建長五年加修理復奉返安道場、三寸十一村民生奇異之思、山侶拭渇仰之涙、則山僧随信房雖奉迎之未及安雖渡干堂山、仏像捨置干彼所、爰於彼本尊之所在連々有現異光、為懺法衆沙汰、自結崎辺所移渡之也、本尊則彼堂本尊也、而堂舎

と存在した堂舎のひとつとみる。本稿はこの示唆深い指摘に触発されたとあり、結崎寺の「観音堂」が内山永久寺に移建されたいたが、のちに内山永久寺が『観音院」であることや、糸井神社北方の寺川右岸の字「結崎寺」に安置したという。『川西村史』はこれを退転した寺の主要部をなんらに安置したという。『川西村史』はこれを退転した寺の主要部をなんらに安置したという。『川西村史』はこれを退転した寺の主要部をなんらに安置したという。『川西村史』はこれを退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『内山記』にみえる観音堂は、退転した結崎寺にもともなどの存在から『大田記』にみえる観音堂は、現ました。

にもう一度、とりあげることとする。園目録』にみえるのも由縁あることと思われる。この点については次節のふたつの字名のうちの田畠が西大寺に寄進されたことが、『西大寺田字結崎寺の西側、現・寺川を挟んだ対岸の「ヲゝスイタ」、「ヲシアテ」さらに、付け替えの推定時期からほどない一二七二年(文永九)に小さらに、付け替えの推定時期からほどない一二七二年(文永九)に小

営まれた場所について考えてみたい する点は、ことさらに陸路を舟運利用に改変する意図のもとになされた 路の筋違道 からなされたものであったろう。そればかりか、直線水路として古代道 いまのところ得られていないが、寺川の付け替えは灌漑・治水の両側面 替えが企図され、遂行されたのではないだろうか。直接の考古学資料は ていたのではなかろうか。またこういった紐帯があればこそ流路の付け は当然のことである。 たところである。 整備であったとさえ思わせるものがある。 大和川水運の基幹河川であり、 墓郷形成の地域的枠組みは、この寺川の付け替え以前にすでに存在し (太子道)を利用し、 もちろん、 では、 陸路の整備はこれに対応してなされたこと 次節にこういった視点も含めて結崎墓地の 今里浜における物資の集散はよく知られ かつ上流にあってはまた下ッ道に重複 言うまでもなく寺川は近世の

# ◆結崎墓地の計画的配置の可能性

### (1) 結崎墓地の周辺環境

化は、 可分のものとしてとらえられる。換言すると、条里制施工域の再編成の 橿原市四条遺跡、 例であり、 現在の郷墓のうちに計画的配置されたものがあるものか 合、 さきの法貴寺遺跡の調査はそれがよく把握できた事例といえよう。 地の集合化のみならず、 地内においてほぼ一斉に集村化が行われたことも想定可能の状況にある 広域条里施工域における環濠屋敷の集合体を確認することができる。 箸尾遺跡不毛田川地区などでも一三世紀後葉から末葉にかけて出現する の編年観による限り大過ないものと思われる。北葛城郡當麻町太田遺跡 判断できる。その後の事例増加のなかでもこの年代観は追認され、現行 南北に連続して営まれた中世村落である。奈良盆地の集村化を示す典型 寺遺跡は、 世墓地があるのではないかとするのが、 たものであったとみられる。 違いない。ついては周到に準備され、広域な計画性をあらかじめ具備し 位の各階層の人々においても、対応しなければならない事態であったに 環として集村化が計られたものといえよう。すなわち、再編成とは宅 このような集村化は山川均氏や筆者らが主張するように河川灌漑と不(3) (3) 具体的には興福寺)、国人層・有力名主層および中間層、さらに下 九八〇年代前半の調査によって明らかとなった磯城郡田原本町法貴 荘園経営の維持管理装置の再編成であり、 出土遺物から集村化の時期は一三世紀後半までになされたと 半町四方の環濠屋敷とおそらく同様の屋敷地、 磯城郡田原本町十六面·薬王寺遺跡、 耕地、寺社、 なかにこういった変革に組み入れられた中 灌漑施設をあわせたものであり、 本節の主張である。 権門・寺社 北葛城郡広陵町 寺社の区画が いったい、 (いまの 集村

結崎墓地は城下郡路西一二条四里内にある。現在、小字別所を中心に



結崎墓地 (直上

地割の施工が及んでいたことがわかる。

小字の四至は坪境界に一致しており、

この部分については正方位を示す その西側は道になっていて、

現

南

関係をみると、東側の小字三途川は一二条四里のうち二一坪に相当する

範囲はこのうちに収束するものと推測される。

有する。このことからみて、

東側の三途川とともに墓地に起因したとみられる坪固有名を

その名が発生する段階には墓地化しており

大和の広域条里地割との

南には墓地に隣接して茄子塚と称される方墳が存在

わざるをえないが、

範囲に及んでいたかは発掘調査が行われていない現段階では不明だと言 小字三途川、寺ノ前に墓地が広がっている。むろん、当初の営みがどの

在の結崎墓地を南北に貫く道となる。

さて、

とは、 す現行の磯城郡条里地割施工域の周縁に営まれたものといえる。このこ ことと、寺川の付け替え事業に関連性があるのではないかとするのが第 の周縁に墓地が位置することに関連性があるのではないか、まずこれが 付け替え時ないしは、 な状況は寺川の灌漑域とも関係したものであり、前節で指摘した寺川の 請堤の北側は磯城郡内でも条里地割が乱れた一帯としてある。このよう 禦する要衝であったこととも関係することだろう。 流路に至る請堤が存在するが、 は条里地割に即した状況とはいえない。すなわち結崎墓地は正方位をな れた墓地範囲の設定がなされたといえる。しかしながら、 はほぼ正方位の境界となっている。つまり大和の広域条里地割に規制さ 結崎墓地の配置と条里制施工域の再編成、 点である。 別所の南から三宅町寺の前古墳の外堤を利用して西方の飛鳥川の 現在の結崎墓地は東限が小字三途川・茄子塚の坪内にあり、 そしてさらに広域条里地割施工域の周縁が生み出された それ以降に生じたものであると考える。 当該地が寺川の氾濫から耕地や村落を防 すなわち条里制地割施工域 結崎墓地の西方域、 墓地の北、 西

107

二点である。

#### 2 結崎墓地の南北軸

屋ケ 和川を越えることになるが、 橋をわたり、 至る道が描かれている。この絵図では、 東行して梅戸橋を通る南北路にあたり、 村之絵図」、 過して梅戸橋をわたる(Bルート)。もちろん、いったん東行して宮前 らみておきたい。 (Aルート)。いまひとつは、 瀬橋 この橋をめざすことになる。 二点の指摘の前に、 (現在の橋より西へ二三〇mの下流にあったとされる) 西行したのち唐院をぬけてまっすぐ北行して吐田橋をわたる 「和州平群郡窪田村絵図」をみると、 北行することもできる(Cルート)。さらに北行すると大 結崎墓地から北行するには、 結崎墓地の位置についてもう少しひろく周辺か 結崎墓地からまっすぐに北行して梅戸を通 いずれのルートをたどるにせよ渡河点は板 安堵町の中寧氏蔵の江戸期の 直角に北へ折れて板屋ヶ瀬橋に 梅戸橋は描かれていない。 寺川を越えることになる 吐田橋を越えてすぐに 「久保田 しかな もつ

が、

現在の橋は東西 線上の南北路 後掲の条里軸 とともに梅 (縮尺二万 「正式地形 (Bルート には、 Cルー 一測 流 田 0 下 橋

戸橋

宮前橋

(道)、

下

図の

丽

治四

とも一九〇八年

分の一)

流

0)

A N

1 吐

1

油掛地蔵(南から 2003年7月6日筆者撮影) 図 7



結崎墓地から板屋ヶ瀬橋への南北路(南から 図 8 に油掛地蔵 2003年7月6日筆者撮影) 一本文中のBルート



板屋ヶ瀬橋から結崎墓地への南北路(北から 図 9 に島の山古墳 2003年7月6日筆者撮影) ―本文中のBルートー

は認められよう まれている。 (37) 坪に相当する。 願に際して油を塗りかける習俗があったという油掛地蔵を安置する小堂 定所在地にかかる点は看過できない。さらに北行すると、 戸橋は寺川旧流路と筋違道 ものかどうか、軽々に判断することはできないが、 らまっすぐに北行するBルー 近世、 路傍に西面して設けられている。ここは城下郡路西一○条三里二六 近代の道が、本稿で問題とする中世後半期の交通路に直結する 原位置がほぼ保たれたものとみてよいならば、 幸いにも油掛地蔵には、 (太子道) トの営みの下限を一六世紀前半におくこと の交点にあり、 一五二三年 とくにBルートの梅 (大永三) の銘 もとは結崎寺の推 瘡の治癒の 結崎墓地 が刻

板屋ヶ瀬橋をわたり板東、さらにまっすぐ北行すると小字アドノマ

とがわかる)の存在がある 方向に架かるが、「正式地形図」 では南北路に対して架けられていたこ



図10 旧板屋ヶ瀬橋付近(南から 手前は川西町吐田

向こうは安堵町窪田 2003年7月6日筆者撮影)

蓋然性は高いが、

もうひと

いった宗教行為に関連した

崎墓地、

阿土墓地もそう

期の開発により耕地化、 まであって古代、中世前半 かつ古墳の墳丘を残したま うに条里地割の及ばない つの側面として上述したよ

前古墳は現在、外堤が請堤 いう経済的側面も見過ごせ 地化したものとはみえない わば生産域外にあったと 結崎墓地西方の寺の

良盆地の場合、 運動にともなって展開したことを以前に述べたところである。これは奈 用したことになる。 中心にある安養院は周囲より一段と高く、 性が高い。結崎墓地、 て存在しており、今日、石塔が林立する墳丘は小規模な古墳である可能 定的にとらえてよいと考えるが、この阿土墓地も墓の間古墳群と重複し されている。寺ノ前古墳、 の七ケ大字の郷墓である。 墓地の中央を南北に貫く。 から前節に少しふれた生駒郡安堵町阿土墓地に至るのである。 (プロト律宗系集団と呼称したことがある) によってもたらされたもの 吐田 (川西町)、 おもに律宗系集団、 古墳の再利用については、 下永 阿土墓地ともに古墳の墳丘を共同墓地として再利 茄子塚古墳に挟まれた位置にあり、それを肯 一部、 現在の阿土墓地は東安堵、西安堵、 墓寺の阿土寺は律宗寺院である。 あるいはそれに先駆する宗教者たち 川西町) 古墳墳丘である可能性が指摘 椎木(一部、 とした。ここに挙がった結 中世後半期の新たな宗教 大和郡山 結崎墓地の 窪田、 道は阿土 市 尚



阿土墓地 (直上 写真上方が北 2000年2月16日撮影)

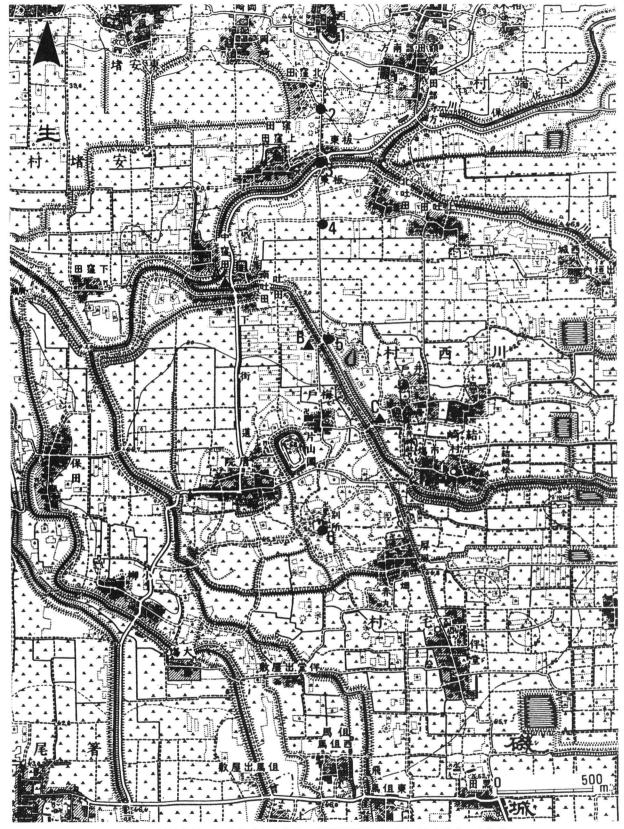


図12 結崎墓地周辺南北路と各施設の配置関係図(下図は清水靖夫・小林茂 『正式二万分一地形図集成』柏書房 2001年による。縮尺1/20000)

1. 良福寺 2. 阿土墓地 3. 板屋ヶ瀬橋 4. 油掛地蔵 5. 結崎寺 6. 結崎墓地

A. 吐田橋 B. 梅戸橋 C. 宮前橋

表記された横大路至近の地名とされ、

現在の橿原市曽我町にあたる。

よと

きる。付け加えるに「大路堂」は、

『感身学正記』寛元元年 (一二四三)

広域に南北関係で結ばれる文殊信仰の形成があったことを知ることがで

り細かくみると、横大路に面して「大路」、「辻堂」の記述がある。

より

きく変形されたものとは思われない。と見受けられる。また茄子塚古墳の墳丘上は畠となるが、墳丘自体が大に、周濠部分が水田となるが墳丘、盾形周濠ともによく保持されたもの

一帯では三河古墳群をはじめとして認識しておきたい。
 一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして、一〇世紀前後から墳丘を削平し一帯では三河古墳群をはじめとして認識しておきたい。

大路堂は「忌部荘差図」(一四九七年―明応六―)に「大路堂里」とたいのでは、「大路堂里」とにはかつて良福寺が存在した。西町北辺にあったらしく、小字「堂」にはかつて良福寺が存在した。西町北辺にあったらしく、小字「堂」にはかつて良福寺が存在した。西町北辺にあったらしく、小字「堂」にはかつて良福寺が存在した。西町北辺にあったらしく、小字「堂とを感じさせる。さらに先年、文殊騎獅像の像内に納入された文殊菩薩とを感じさせる。さらに先年、文殊騎獅像の像内に納入された文殊菩薩の仏の存在が明らかにされた。印仏は六七一枚あり、それぞれ数十枚から百数十枚を一綴りにしたものが十組分にまとめられていた。最後の紙の裏面に結縁者集団の地域を示すとみられている。良福寺には文殊騎獅田」、「堂」は寺に因んだものが十組分にまとめられていた。最後の紙の存在が明らかにされた。印仏は六七一枚あり、それぞれ数十枚から百数十枚を一綴りにしたものが十組分にまとめられていた。最後の紙の裏面に結縁者集団の地域を示すとみられている。良福寺には文殊騎獅田」、「堂」は寺には、大和郡山市西町に至る。大路堂は、「大路堂里」と

ご月二五日条に叡尊が、当宿等四箇宿の文殊供養(四ケ宿惣供養)を催 により一三世紀前半に南都で活躍する善派仏師のひとり善円とみられて は思われないのである。さきほどの良福寺の文殊信仰の存在と無関係と もこの額田部宿である。さきほどの良福寺の文殊信仰の存在と無関係と は思われないのである。さらに文殊騎獅像の作者が、鈴木喜博氏の研究 により一三世紀前半に南都で活躍する善派仏師のひとり善円とみられて により一三世紀前半に南都で活躍する善派仏師のひとり善円とみられて いる点も造像背景に律宗の活動との関係性をつよく示す事項として理解 される。

板屋ヶ瀬橋を通る南北路の形成が、上記の文殊信仰の顕在した一三世板屋ヶ瀬橋を通る南北路の形成は不可分の事業であったとしたいが、は寺川の付け替えと、南北路の形成は不可分の事業であったとしたいが、は寺川の付け替えと、南北路の形成は不可分の事業であったとしたいが、は寺川の付け替えと、南北路の形成は不可分の事業であったとしたいが、はりここが渡河点となっていたことと思われる。その意味では、以前より南北路が存在した可能性がある。

### (3) 律宗系集団の活動

本券』(一四〇六年―応永一三―)には、城下郡西郷九条一里一九坪、一寺舞楽供養存之、奈良舞人走物皆児舞也」とある。さらに『法花寺田島寺院である額安寺の関与があったことが一三四七年の『嘉元記』貞和三年三月五日条にみえる。すなわち「板屋ヶ瀬橋では橋勧進があり、それに律宗よこの一帯が一三世紀前半の律宗系集団の活動初期から拠点となった点よこの一帯が一三世紀前半の律宗系集団の活動初期から拠点となった点よこの一帯が一三世紀前半の律宗系集団の活動初期から拠点となった点よこの一帯が一三世紀前半の律宗系集団の活動初期から拠点となった点よこの一帯が一三世紀前半の律宗系集団の活動初期から拠点となった点とであるにせ、付け替え時点であるにせ

五丁の坪境ライン)を丁度、 相当しており、問題としている南北路 進されたことになる。一九坪は現小字 一四年の 合七反者、 坪がそれぞれでている。「イタヤカセ」のうちの田畠が法華寺に寄 本地子阿土ノ寺ェ四斗代アリ 「衛門四郎他八人畠作職売券」 字吐田領ノ内イタヤハタケハシツメヨリ東エ十一段目ニ在 中央に挟むことになる。またここは、 (城下郡路西一〇条三里の東から 「板屋」、三一坪は 大永四年二月一三日に 「平ノ前 Ŧī.

寺 斗、 といった交通、 違 板屋ヶ瀬橋の橋詰めに及んでいたことを示す。板屋ヶ瀬橋の経営に額安 とあり、衛門四郎他八人が畠七反を売却した土地の本地子を阿土寺へ四 くない いのないところである。 法華寺、 納めることを明記している。阿土寺の権益が大和川の対岸の吐田 阿土寺からなるいずれも律宗系寺院が関係したことは、 流通への関与をともなうものであったことは、 橋の維持、 管理は当然ながらその水運、 想像に難 陸運 間

のひとつでもある。さきほどの板屋ヶ瀬橋と同様の位置にあたるところ ている。ここも小字「柏手」として今日に名を留めている。 する坪にあたる三五坪の「ヲシアテ」の一反も寄進された土地としてで あり小字 うち東から五丁の坪境ライン)は両方の間を通る。ここは寺川の渡河点 結崎寺が存在した。そして問題とする南北路(城下郡路西一一条四里の 基底にあったことを物語る史料といえよう 南下することになるが、 と「ヲシアテ」は現・寺川左岸に接した坪固有名であり、対岸には に結崎寺の西側の城下郡路西一一条四里二七坪に該当する「ヲ丶ス 一三世紀後半に西大寺に寄進されたことになる。 の一反分が寄進されたことがみえる。ここは川西町梅戸のうちに 「大水田」として中世以来の字名を留める。 『西大寺田園目録』 には、 これも律宗の活動 一二七二年 同じく西北に隣接 「ヲ×ス*イ* (文永

付加するに、さきほどの油掛地蔵の立つ城下郡路西一○条三里二六坪

いる可能性も無稽とはいえないだろう。 大幅に溯ることになるが、 れたのは、 「井ウニアリ」と記されており、現小字「湯」に名を留める。 『西大寺田園目録』に一反分 一二九五年(永仁三)のことであるから、 地蔵の存在の前提にこの寄進行為が関連して (西より三段め) の寄進がみえる。ここ 油掛地蔵の年紀を 寄進さ

は b

#### 4 結崎墓地の計画性

の西域 C板屋ヶ瀬橋はその真南にある。 西へ五丁のライン上にあたる。すなわち、A~Eのそれぞれの箇所がほ 則ると、二八坪と三三坪相当の位置に別所があり、律宗寺院の墓寺、 地は広域条里地割の周縁にあって、 の真南の城下郡路西一一条四里の東から五丁にある。そして、 (B)阿土墓地は、平群郡一○条四里の東から五丁のライン上の付近にある (A)良福寺は、平群郡九条四里の東から西へ五丁のライン上の付近にある。 銘背光形五輪塔があり、 五六七) ぼ正南北関係の一直線上に配置されていることになる。付加するに墓地 養院が営まれている。ここはまた一二条三里と四里の里界からは東から 一○条三里の東から五丁にある。 とも近世以前の一六世紀後葉にあったことがわかる。 ここまでに述べた箇所の条里制の里内での東西位置を整理して示すと の別所寺には天文一九 (一五五〇) 年銘の地蔵石仏、 年の「道泉」銘背光形五輪塔、天正五(一五七七) 結崎墓地において石塔を立てることが、少なく 油掛地蔵もそのほぼ真南の城下郡路西 Dもとの結崎寺、 城下郡一二条四里にある。 すなわち梅戸橋もそ 年の 永禄一○(一 (E)結崎墓 安

地割 活動 づく正南北軸があり、 Щ の軌跡が色濃く反映している。 大和川のふたつの渡河点)を含んだ道となっている。 三点として指摘できることは、 「坪境に重複したものであり、 結崎墓地の位置はこの軸線上にある。 文字通り教線の確保を担った軸線と 結崎墓地の墓郷をはるかに越えてつ 南北を往来する際の交通の要所 しかも律宗の これは条里

たものではなく、 世結崎の共同墓地を設けるという個別単独の課題としてあり、 しての理解もできるのである。これを第四点としておこう。 第一点から第三点をまとめると、中世後半期の結崎墓地の位置は、 広域な土地用途の吟味、 選択のなかで周到な計画性を 決定され

中

もって配置された可能性が高いことを指摘する次第である。

#### おわりに

時期的にひときわ古く位置づけたものとなった。なお、郷墓経営の実態 できるものかどうか、近世、近代の変容がどのようにあったものかは本 面や維持する集団の階層性といった側面において共通性を認めることが 墓郷の形成時期に対する理解からは、その前提を模索したものとはいえ その地域的枠組みの形成が一三世紀後葉以前にも遡上する蓋然性が高い 稿がなし得なかったところである。 主体者は、墓郷集団の先駆けともいうべき集団とみなされよう。従来の ことを、おもに近年の考古学成果を用いて述べた。この地域的枠組みの 中世結崎の範囲と現行の結崎墓地の墓郷に地域的な重なりが認められ、(4)

はなく、将来、 題としてある。 からみれば、部分的な確認に留まっている。旧寺川の流路復元はなお課 古学成果からほぼ確実視される。もっとも考古学調査は寺川の流域全体 要がある。 とする年代観を示したが、直接に旧寺川の流路内出土遺物によるもので ものとして提起した。寺川の付け替えの事実は、これも周辺における考 また、集団が関与した行為として寺川の付け替え事業をその象徴的な 付け替え時期についても一二世紀後葉から一三世紀中葉 旧流路想定部分の調査において機能時期の確定を計る必

地の墓郷範囲に含まれる田原本町黒田の黒田大塚古墳第一次発掘調査地 中世墓地そのものの調査資料の検討も必要である。実は現在の結崎墓

> 資料からは明らかにすることはできていない。 いては明らかにし得ない。また郷墓となる以前からの共同墓地であるの 少なくとも墓地としての利用が類推されるほどであって、それ以前につ などは実施されておらず墓地そのものの分析は、本稿においてもほとん は課題である。上述の内容とも関係するが、結崎墓地それ自体の初源は ことを示した資料といえるが、結崎墓地との関係性をどのように解くか ど扱えていない。ただ墓地内の石造物の紀年銘から一六世紀後半代には いまのところ不明とせざるを得ない。結崎墓地の石塔に対する悉皆調査 はまた法楽寺の寺域内にあたっている。古墳が中世墓地に再利用された では、古墳の周濠にかかる部分で二基の中世墓が検出されている。ここ(45) 特定の有力者の墓地としてあったものかという点についても現状の

耕地(これには灌漑諸施設としての水路はもちろん池や溜井、 一方、 古墳に対する新たな利用 ところである(伴堂東遺跡の移転の可能性に言及した)。さらに既存の はならない)に留まるものではなく、集落にも及ぶことはすでに述べた とによると結崎地域では請堤の設置といったことも考慮しておかなくて の関係にあるものとしてとらえられる。条里制施工域における再編成は あげた結崎墓地や阿土墓地は広域条里施工域のなかの周縁にあたる。こ 点は、双方において異なるものであったと推測される。つまり今回とり 宗系集団の関与・活動が存在したと推される。この共通項が認められる 範な墓郷からなるが、墓郷形成に至る歴史過程に該当地域においての律 とを主張するものではない。斑鳩・極楽寺墓地と結崎墓地は、ともに広 多様性を認める立場からすると、すべての郷墓が計画的に配置されたこ れる点は墓地の計画的配置についてである。もちろん郷墓の形成過程に もうひとつ本稿で述べた点で従来、ほとんど触れられていないと思わ 「周縁」と「灌漑施設の充実・広域の条里型水田の形成」とは、表裏 墓地となる契機に土地用途上の計画性が指摘できるか否かという (耕地への転換、中世墓地としての再利用) や 井戸、こ

世結崎に展開したと考えるのである。と結崎に展開したと考えるのである。をならば、当然、墓地の計画的配置もこのなかに置いてよいだろう。全るならば、当然、墓地の計画的配置もこのなかに置いてよいだろう。全交通路の整備(水運交通路としての「筋違道」の利用、板屋ヶ瀬橋を通

れることを期待してひとまず稿を閉じることとする。形成時期、実態に迫ろうとした。各分野からの闊達な意見交換が喚起さも依拠して中世結崎と結崎墓地の墓郷集団の前提となる地域的枠組みの案内ながら本稿では、あえて歴史地理学の成果や文献史料、民俗事例になはや考古学の分野のみで取り組める域を超えた課題といえよう。不

#### [詩話]

文末ながらここに記して感謝の意を表したい。本稿をなすにあたっては、以下の方々から多くのご教示、ご便宜をたまわった。

均・山田隆文・吉井敏幸・吉田栄治郎・米川裕治藤田三郎・福田哲也・三村由里香・村木二郎・本村充保・門田誠一・山上豊・山川聖・白石太一郎・千田嘉博・土居規美・中井美知子・橋本紀美・幡鎌一弘・坂靖・青木勘時・稲城信子・大宮守人・大宮守友・小池香津江・佐々木好直・佐藤亜

#### 註

- て---」『人文地理』第二五巻一号、一九七三年。(1) 野崎清孝「奈良盆地における歴史的地域に関する一問題―墓郷集団をめぐっ
- ○○一年。 態―」『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』国立歴史民俗博物館、二(2) 今尾文昭「斑鳩・極楽寺墓地と仏塚古墳墓室の再利用―郷墓形成過程の一形(2)
- クール出版部、一九九四年に所収。 究』七六輯、一九八三年初出、のち『中世の身分制と非人』日本エディタース(3) 細川涼一「中世の法隆寺と寺辺民衆―勧進聖・三昧聖・刑吏―」『部落問題研
- 基礎的研究』国立歴史民俗博物館、二〇〇一年。(4) 千田嘉博「惣墓理解のための基礎的前提」『近畿地方における中・近世墓地の

- トリア』第一八二号、二〇〇二年。 坂本亮太「惣墓からみる中世村落―『惣』と惣墓との関連を中心に―」『ヒス
- ∓。 『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』国立歴史民俗博物館、二○○』 「近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』国立歴史民俗博物館、二○○』
- 協議会、一九九九年。 村埋藏文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡
- (7) 安堵町史編纂委員会『安堵町史』本編、一九九三年
- 「ゆうざき」の項、『角川地名大辞典二九 奈良県』角川書店、一九九○年。
- 前掲書(7)に同じ。

9

8

―」『日本古文化論攷』橿原考古学研究所、一九七〇年。) 秋山日出雄「条里制地割の施行起源―大和南部条里の復原を手掛かりとして

水利政策―」『歴史地理研究と都市研究』上、一九七八年。 - 秋山日出雄「大和『飛鳥川』の歴史地理学的研究―弘仁・天長期の大和南部

- 一九八三年。 基礎作業 その一−−」『関西大学考古学研究室開設三○周年記年 考古学論叢』(⑴) 中井一夫「奈良盆地における旧地形の復原−弥生文化の展開の研究に対する
- 12) 宮本誠『奈良盆地の水土史』農山漁村文化協会、一九九四年。
- 八三年。(13) 松浦茂樹「古代大和盆地における開発と河川処理」『水利科学』一五一、一九(26)
- 古学研究所、一九九五年。 古学研究所、一九九五年。 古学研究所、一九九五年。 調查報告—」『奈良県遺跡調査概報一九九四年度(第一分冊)』奈良県立橿原考(5) 本村充保「京奈和道試掘—京奈和道『大和区間』建設に伴う平成六年度試掘
- (第一分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、一九九六年。(16) 坂靖・名倉聡「伴堂東遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九五年度
- 「分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、二○○○年。坂靖「伴堂東遺跡第二次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九九年度(※
- (第二分冊)」奈良県立橿原考古学研究所、一九九九年。(17) 山田隆文「三河遺跡第三次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九八年度
- 小山浩和「京奈和自動車道建設予定地内『天理市庵治地区』試掘調査概報」『奈

 $\widehat{18}$ 

- (19) 前掲書 (18) に同じ。
- (20) 前掲書 (16) に同じ。
- 度(第一分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、一九九三年。(21) 仲富美子「伴堂シリエダ遺跡発掘調査報告」『奈良県遺跡調査概報一九九二年
- (22) 前掲書 (17) に同じ。
- 分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇一年。(3) 米川裕治「庵治遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報二〇〇〇年度(第二)
- 前掲書(18)に同じ。
- (第二分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇〇年。(25) 今尾文昭「三河遺跡第四次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九九年度
- 奈良県立橿原考古学研究所、一九九六年。(26) 坂靖「三河遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九五年度(第一分冊)』
- 度(第一分冊)] 奈良県立橿原考古学研究所、一九九七年。(27) 青木香津江「三河遺跡第二次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九六年
- ) 前掲書 (25) に同じ。

30

一分冊)] 奈良県立橿原考古学研究所、一九九七年。(29) 本村充保「石切山古墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九九六年度(第

坂靖「佐々木塚古墳・出屋敷遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九八

- 佐々木塚古墳の西北の前方後円墳の存在もこれに指摘がある。宅村古墳群」と総称し、付近の古墳の現況についてまとめられている。先述の(31) 伊達宗泰「倭屯倉地帯の古墳群」『古代学研究』第五九号、一九七一年では「三七年度(第一分冊)』奈良県立橿原考古学研究所、一九九〇年。
- (32) 秋永政孝「中世」『川西村史』川西村教育委員会、一九七〇年。なお、同書に宅古墳群」の呼称を示されている。筆者は伊達氏の呼称を適当と認め踏襲する。水支配地域のそれを「おおやまと古墳集団」と定義している。そのなかで「三小支配地域のそれを「おおやまと古墳集団」と定義している。そのなかで「三文館、一九七五年初出、のち『日本古代文化圏の形成と伝播』学生社、一九九文館、一九七五年初出、のち『日本古代文化圏の形成と伝播』学生社、一九九
- 山川均「中世集落と耕地開発」『中世集落と灌漑』大和古中近研究会研究資料山川均「中世集落の論理」『考古学研究』第一七八号、一九九八年。(33) 山川均「条里制と村落」『歴史評論』第五三八号、一九九五年。 庫所蔵の二種がみえる。本稿では所引の東京国立博物館所蔵本の内容を掲げた。

所引の『内山記』には、ほぼ同内容の東京国立博物館所蔵と天理図書館保井文

一九九九年。

山川均「開発・溜池・環濠」『戦国時代の考古学』高志書院、二〇〇三年。

- 近研究会研究資料皿、一九九九年。財団、一九九〇年。(今尾文昭「灌漑と環濠屋敷」『中世集落と灌漑』大和古中財団、一九九〇年。(今尾文昭「湛貴寺遺跡」『季刊自然と文化―特集中世の居館―』観光資源保護
- 子塚」の名が付せられたのもこういった仏事に由来してのことと推測する。するのは、一般的な行為と思われる。結崎墓地の南の入り口に所在の古墳に「茄あげるが、そのうち北阪手の盆行事の種々の供物にナスがある。ナスを供物と制習俗の研究対象として天理市中山および磯城郡田原本町大安寺の墓郷集団をる中世葬送墓制の研究調査概報」㈱元興寺文化財研究所、一九八四年は葬送墓る中世葬送墓制の研究調査概報」㈱元興寺文化財研究所、一九八四年は葬送墓る中世葬送墓制の研究調査概報」㈱元興寺文化財研究所、一九八四年は葬送墓
- 図録、奈良県立民俗博物館、一九九七年掲載図版による。 大宮守人『大和川水辺の民俗―川・舟・くらし―』平成九年度特別テーマ展
- 松本俊吉「寺院」『川西村史』川西村教育委員会、一九七〇年。
- 役)が観察されている。主軸を東西におく墳長約五〇mの前方後円墳とする。(38) 前掲書(31)には、安養院の西面・北面に周濠痕跡と見られる池(現在は埋
- 化』同志社大学考古学シリーズV、一九九二年。(39) 服部伊久男「国宝額田寺伽藍并条里図にみえる墓について」『考古学と生活文
- 同シンポジウム実行委員会、二〇〇〇年。 | 今尾文昭「叡尊、忍性・律宗系集団と大和の遺跡」『叡尊・忍性と律宗系集団と
- (4) 鈴木喜博「大和郡山・良福寺文殊菩薩騎獅像と像内納入の文殊菩薩印仏につ一を史学』第二五号、一九九九年は同様の見解を示す。(4) 政岡伸洋「奈良盆地における墓郷と墓制―大和郡山市伝宝墓の事例から―」「鷹
- を中心に―」『叡尊・忍性と律宗系集団』同シンポジウム実行委員会、二〇〇〇(43) 鈴木喜博「叡尊と善派仏師「善円から善慶へ―薬師寺と西興寺の地蔵菩薩像いて」『仏教藝術』一九九号
- 藤田三郎「黒田大塚古墳第一次発掘調査概報」『田原本町埋蔵文化財調査概要

45

二】田原本町教育委員会、一九八四年。

 $\widehat{46}$ 

明らかにすることが出来ると思う。 取り組めなかった。白石太一郎「もう一つの世界―人々は墓地をどのように営 に対する石塔の悉皆調査や本稿で問題とした地域的枠組みの追究を手掛かりに でとりあげられた郷墓の形成原理や葬送観念の変質といった課題も多くの郷墓 んだか―」『日本列島に生きた人たち9 民具と民俗下』岩波書店、二〇〇〇年 石塔の林立する現在の郷墓の景観形成がいつ頃であるかについて本稿では、

(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、

国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇三年六月九日受理、二〇〇三年六月二六日審査終了)

#### Preconditions for the Formation of Graveyard Villages: around the Yuzaki Graveyard in Yamato

IMAO Fumiaki

It is often pointed out the local graveyards in the Nara basin can be traced back to graveyards from before the Early Modern period. The running of a local graveyard was carried out by the several villages that formed a graveyard village, and this framework is explained in relation to water villages, mountain villages and shrine village and also villages in the entire province (国人鄉). However, there are many instances in which this kind of regional and historical framework does not correspond with the actual facts. There are diverse circumstances at play in the process of the formation of an actual graveyard village, and it is these which cause its formation. When examining the individual preconditions and process of the formation of graveyard villages, the present challenge is to provide classifications for future use.

As one example, I turned my attention to the Yuzaki graveyard, in Kawanishi-machi, Shikigun situated more or less in the center of the Nara basin. The village around Yuzaki graveyard extends over a wide area on both sides of the Terakawa River and is also the largest size for a village even for Yamato. First, using historical materials I endeavored to restore Yuzaki's scope to what it had been in the second half of the Medieval period, which turned out to be virtually a replication of the scope of the village today. Namely, it indicated the possibility that the regional framework of the village group had existed before the second half of the 13th century. Next, I refer to the rerouting of the Terakawa River as an historical project that illustrates the actual conditions of this regional framework. Near Yuzaki, Terakawa River becomes a straight waterway that runs along an ancient road called the SUJICHIGAI-do (Taishi-do). Archeological investigations in recent years have detected a river course that can be concluded to be the former waterway, and the former waterway has been restored from observations of its present topography. Using historical materials as well, it is estimated that the rerouting of the waterway took place from the latter part of the 12th century through to the middle of the 13th century. It is suspected that the rerouting of the Terakawa River was for a deliberate reorganization of flood control, irrigation, arable land and transportation, though it is not difficult to imagine that it also brought change to basic facilities in the region. Of course, the groups that should be called the forerunners of the village were caught up in all this.

Next, I examined the geographical position of Yuzaki graveyard. 1) It was on the rim of a large area of land in Yamato that was systematically divided. 2) The emergence of a rim of the

large area of land that was systematically divided is related to rerouting of the Terakawa River.

3) Strategic religious and transport facilities can be found along an axis that runs in a north to south direction through the Yuzaki graveyard (equivalent to the border of the systematically divided land in Shiki-gun and Heguri-gun). In other words, when facing north one finds the strategically located sequence of the Yuzaki graveyard, Umedo bridge (formerly Yuzaki Temple and a crossing point over the Terakawa River), Itayagase bridge (a crossing point over the Yamato River, ADO graveyard and then Ryofuku-ji temple. 4) Historical materials reveal that these were bases for the activities of the Ritsu Sect.

In summation, we may conclude the following. The regional framework for the village around Yuzaki graveyard was formed in the 13th century, it is possible that the village was intentionally located around the graveyard, it is possible that this option was taken amid investigations into land use that looked at a large area that exceeded the bounds of the village, and that the activities of the Ritsu Sect contributed to the process of formation of the village around the Yuzaki graveyard.